

令和元年度 第1回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

1 日時 令和元年5月23日(木) 午前10時～

2 場所 県庁 防災新館409会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 河野 東、白石則彦、田中美津江、遠山若枝、富田昌昭、新田治江、山際真理

(事務局) 島田林務長、山本森林環境部次長、金子森林環境部技監、増田森林環境部技監(森林整備課長事務取扱)、今井税務課長、前島森林環境総務課長、関みどり自然課長、鷹野林業振興課長、長池主幹研究員、森林環境総務課企画担当(3名)

4 傍聴者の数 4名

5 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 平成30年度事業の進捗状況等について

(2) 令和元年度事業について

(3) 基金の管理状況について

(4) 事業効果の検証について

4 閉会

6 議事の概要

(1) 平成30年度事業の進捗状況等について

○司会

では、次第3「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いします。

○森林環境総務課長 資料1説明

○委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの資料1の部分につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一つ私からお伺いしてよろしいでしょうか。

この荒廃森林再生事業とか、里山再生事業の事業をする場所ですけれども、毎年計画的にやっていっておられると思うのですが、その場所の選定とか、そういったものがどういう形で行われているのか教えていただけますか。

○森林整備課長

この事業を実施するに当たっての枠組みになりますけれども、まず対象になる森林の所有者の方がいらっしゃるしまして、さらに山で作業をされる森林組合などの事業を実行する方がおられます。事業を実施する場所を決める時は、基本的には森林組合等の事業実施をされる方が森林所有者の方に声を掛けて、あなたの山の状況はこうなっていますということで、間伐ないし里山の再生とか、そういった森林整備の必要性などのお話しをさせていただきながら、所有者の方にご同意をいただく、というようなプロセスでございます。

○委員

それに伴ってお願いですけれども、実施箇所の地図に点のようなものを落としていただくと、毎年どこでやっているかというのが一目瞭然で分かるような気がするので、是非そういうことをお願いしたいと思います。

○森林整備課長

分かりました。そういった資料も次回はご用意をさせていただきたいと思います。

○委員

多様な公益的機能の所ですけれども、荒廃森林再生整備事業は予定量にっていない。それからその里山再生と広葉樹の森づくりは予定量に対して多くなっているのですが、これは何らかの理由があるのでしょうか。

○森林整備課長

まず荒廃森林再生事業ですけれども、年度内見込みが 551ha となっておりまして、元々 833ha を計画しておりましたので、280ha ほど差があるんですけれども、次年度に 200ha ほど繰り越しが発生しております。こちらのほうが例年よりかなり多くなっているという状況にあります。

その理由としましては、去年は台風で森林にもかなり多くの被害、木が倒れたりとかする被害がございまして、現場に行く途中の道も倒れた木などで到達できないような状況で、そういうものを片付けたりとかということで不測の時間を要してしまったという点がありまして、それが今年特に繰り越しのほうが多くなっているという理由になっております。

里山再生事業、広葉樹の森づくり推進事業につきましては、予定をしていたものよりも多くできたんですけれども、実際の実施箇所を精査した時に当初見込んでいたよりも面積が多かったといったようなことがございまして、それが増加要因というようなことになってございます。

○委員長

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

甲斐の木づかい推進事業で机や椅子を助成するというようなことですが、これは予算いっぱい執行されております。県内には多くの小学校、中学校、幼稚園とかあると思うのですが、これについては希望する所とこの予算額というのはどんな感じでしょうか。

○林業振興課長

林業振興課からお答えをいたします。

継続的に2期の中で進めていこうという方針が示されていますので、前年度に要望聞き取りをいたしまして、それに必要な予算を次年度に計上するという行っていますので、今年につきましては蕪崎市内の中学校とか、甲府市内の幼稚園などから昨年度要望が上がってきていますので、その必要数を計上しているところでございます。

○委員長

他に何か委員の皆さんからご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この資料1についての質疑は終わりにいたしまして、次に議事の2、令和元年度事業について議題といたします。

(2) 令和元年度事業について

○森林環境総務課長 資料2説明

○委員長

ありがとうございます。

ただいまの資料2の説明につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

○委員

先ほど委員長のご挨拶の中にありましたように、今年から国の森林環境税が導入されて実施されるわけなのですが、そういうわけで荒廃森林の再生事業は数字が減っているのかなと思いますが、この基金がそういうものに使えていいかどうかは私には判断できないんですけど、例えば委員長のお話にありましたように都市に人口割で落ちるお金と、それを山梨にいかに使っていただくかというふうなこのために例えばシンポジウムを向こうに行って開くとか、そういうことにこの基金は使えないのでしょうか。

例えば当然荒廃した森林とか森林整備はダブってくるわけですから、私、今まで経験していますとそれほど林業従事者の人口が増えていないと思います。そうなってくると両方のダブる部分があるのですが、例えばこの基金を国の森林環境税を山梨にいかにして持ってきて、交流人口を増やしていくかというふうなこのために使うようなことができれば、非常に効果的かなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○林業振興課長

林業振興課からお答えをいたしたいと思えます。

委員がおっしゃるとおり、また委員長の冒頭のご挨拶にあったとおり森林環境譲与税は、人口も算定の中に入っていて、森林の少ない都市部にも今年から譲与されます。特に山梨の場合は東京の隣県ということもあって、販路の開拓の中でそういう取り組みは必要という認識をしているところであります。

この基金を使うかどうかというのは、今は2期の計画を立ててスタートしているものですから、それを今計画したものを淡々と実施していく中、国の税との区分、区分けというのは今後3期、次回に向け

て検討すべきなのかなと思っています。

○林務長

補足させていただきますと、国の森林環境譲与税は報道等により横浜市が一番多いなど出ておりますけれども、国でも人口割を入れたということは、森林がない地域には森林がある地域と交流をしたりとか、森林のある地域の木を使ったりとか、そういう使い方というのを例示で挙げていますので、できるだけ山梨の有利な位置関係を生かしながら、森林のない地域に山梨県の木を使ってもらうとか、人に来ていただき交流といったことについて取り組んでいく必要があると考えております。ただし、これは県税による基金事業とは別で全国の皆様が納めた譲与税を使っていただく。県税による基金事業につきましては、現在の3つの基本施策をしっかりと進めていくということを考えております。

○委員長

私から一つお伺いしたいのですが、荒廃森林再生事業が昨年に比べて予算が少し減っている一方で、広葉樹の森づくり推進事業が少し増えております。この辺の配分については何か特別な目的等があったのでしょうか。

○森林整備課長

まず荒廃森林再生事業につきましては、今、第2期の基本計画の中で5年間で3,850ha、年平均をしますと770haということで、これを一つ目安にしております。今年度の計画量を771haとしているのも、この770haを最低は確保するということでもあります。里山再生事業と広葉樹の森づくり推進事業につきましては、非常に要望が多いという状況もありまして、先ほど言った荒廃森林再生事業で770haを確保した上で、できるだけそういった要望にお応えしたいといったことから予算額を今年はちょっと増やしているということでございます。

○委員長

すみません。広葉樹の森づくり推進事業は民有林対象でしょうか。

○森林整備課長

はい、そのとおりです。

○委員長

これうしろのほうの資料を見ますと、いわゆる帯状かなんかに小面積皆伐をしてそこに広葉樹を植えていますよね。そうするとこれ事業をやるために皆伐しているのか、それとも皆伐した所に事業をやるのかという因果関係はどうなっているのでしょうか。

○森林整備課長

帯状の皆伐をしたあとへの植栽というのは、県有林のほうで第一期計画期間中に行っていたものでございまして、現在はそういったものはやっております。

○委員

広葉樹の森づくりは技術的に非常に難しいと聞いておりますし、私たちが実際苦戦しています。これだけ増やすということには技術的に何か確立されたというか、成功事例があって、それに基づいてこういうふうを増やしていらっしゃるのでしょうか。

○森林整備課長

第1期、第2期の計画期間を通じて広葉樹の森づくり推進事業を進めてございますけれども、以前から委員にもご指摘いただいているように特に獣害をどうするかというところが成林するかどうかを決める大きなポイントになっているところでございまして、その獣害対策につきましてはこの事業の中でも植えた苗木にネットを掛けたりとかということで対策をしてきております。

その状況を確認してみますと、風とか雨とかでネットがずれたりしたような箇所鹿にやられてしまっているというのは何カ所かございます。ただししっかりネットが被っている部分については被害がなく、広葉樹の植栽をした全体の状況を見ましても枯死率はそんなに高くないということで、このまま行けば順調に育って行くのではないかというふうに見受けられます。安心するのはちょっとまだ早いかもしれませんが、こまめに見回りをするなどして状況を見ながらこれからも進めていきたいと思っています。

○委員長

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

広葉樹の森づくり事業は11haと面積的には少ないですけれども、面積単価で考えますと結構コストが掛かっていると思うのですけれども、主なコストの理由はネットを張るとか、そういう辺りでしょうか。

○森林整備課長

そうですね、まず植栽をする部分がやはり一番大きくなってございまして、次に獣害対策も全体のコストの2、3割を占めているというような状況でございます。あと過年度に植栽した部分の下刈りも入っており、トータルするとこういう予算額になります。

○委員長

他に何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それではこの議事の2については特にご意見等ございませんようですので、議事の3に進みたいと思います。

(3) 基金の管理状況について

○森林環境総務課長 資料3説明

○委員長

はい、ありがとうございます。

この資料3につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

昨年度と今年度で税収見込額が若干増えているようですけれども、これは山梨県が少し景気がいいというような理解でよろしいのでしょうか。

○税務課長

税務課からお答えさせていただきます。

ご存知のとおり個人の方と法人の方からそれぞれ定額と定率でいただいて、個人の方の分についてはほとんど年度で差がありませんので、法人の分が増えているということで、法人の景気、法人の均等割のところをやっていますので、直ちに景気がいいということではないとは思いますが。

○委員長

個人と法人でこの3億近い税収の内訳は何割ぐらいずつになっているか分かりますか。

○税務課長

内訳は平成30年度のところで申し上げますと、大体個人が2億2千万円ほど、法人からは6千万円ほど、合計で大体2億8千万円というような状況になっております。

○委員長

個人のほうが圧倒的に多いということですね。そういう点では、何となくイメージがつかめます。ありがとうございます。

何か委員の方からご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問ないようでしたら、議事の4に進ませていただきます。

(4) 事業効果の検証について

○森林総合研究所主幹研究員 資料4, 4-1 説明

○森林整備課長 資料4-2 説明

○委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆さんご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

○委員

この荒廃森林についてなんですけども、初年度ぐらいにやった箇所でも、もう次の間伐をしたいなという場所も中にはあるということと、この荒廃森林の手が届かない場所が多くあるのかなというので、この施業についてちょっと虫食いのような感じで見える場所があると。その中には森林所有者と話がつかなかったり、また所有者が見つからないとか、そういう問題もあると思います。この森林環境税については引き続き加速してもらいたいかなという部分も中にはあるかなと思います。というのも、やはり、やった所はものすごく綺麗だし、ただ一口に綺麗じゃなくて、山自体が力強くなっていると。その力強い差って何かというのは、やはり下層植生もあるし、枝の張り方も違くと。一番の問題は下層も大事ですけども、一本の木がどれだけの根や枝を広げていくか。一本一本がそういう力強い木になっていくかということです。そこでやはり綺麗な水、山が水瓶になる、また崩壊をなくすという観点から、や

はりもうちょっとできれば、この荒廃森林の整備についてももう少し面積を増やしていただければと思います。

去年の台風なんかを見まして、荒廃森林、手を着けていない森林についてはやはり結構被害があったかと。崩壊が出たり、木材と一緒に土砂が流れたりという箇所が結構出て来ている。一方で施業した所はなかなかそういう所は無いかと。結構効果は出ているのかなと思います。

今、自分も民有林も県有林もやっていますが、やはり県有林のほうはある程度の手を掛けていますので、そういう崩壊とか災害は出にくいのかなと。民地に近い所は結構災害が出ている状況。里山なんかを見ても家を壊したり、道路が崩れたり、また電線を切ったりというものすごい被害が出ている。その被害の原因は何かと言えば、もう全部木なんですよね。その木を里山のほうにももう少しと何らかの形で手を入れてもらえればいけないかなと、そんなふうに思っていますので、是非ともこの森林環境税をもっと加速してもらえればいかなと思います。

○委員長

よろしいでしょうか。

○森林整備課長

今、委員から実際に施業している場所には一定の防災機能を含めた効果が出ているということをおっしゃっていただきました。我々もどんどん木が大きくなって山が重たくなっている中で、間伐だとか里山整備というのは防災上重要であると思っておりますので、できるだけ多くの事業面積をやっていきたく。ただ財源がどうしても限られておりますので、いかに効率よくやるかということが重要ですので、効率化の工夫をしながら事業量をできるだけ確保していくということで取り組んでいきたいと考えております。

○委員

里山アンケートの寄せられた意見の中で、地域の回覧板などで実施されることは知っていましたが、実際に整備されたところを見ていないので、機会があったら見に行きたいと思っておりますと寄せられていました。是非、環境税もいただき、そして地域の土砂災害も本当にみんな市民の、県民の関心が高いので、是非終わったらやっぱり見学会みたいなものをして、その地域でも、地域の人と見に行きましょうということも一つはいいかなと思います。是非そういう時には地域の人とも相談して、終わったあとも検証しましょうということもいいいかなと思いますが、お願いします。

○森林環境総務課長

ご意見ありがとうございます。先ほども少し説明をさせていただきましたけれども、年に2回整備をした所に県民の皆様をご案内いたしまして、整備の内容や森林整備の効果などをご説明する機会を今年も続けて参りたいと思っておりますので、また是非そういう所に参加していただければと思っております。

○委員

私が思うのは県民のみんなに声を掛けますよね。でもその地元で、終わった時には地元の人をまずはこうしましたよと地域の人に言うのも一つかと。少し身近なところから広げていくという意味でね。そんな意味でももっと細かいところで、地域が終わったらその地域の人もちっと見るというふうなこと

も大事なかなということを思いました。

○森林整備課長

できるだけ県民の方に PR していくことが重要だと思っております。ただ、なかなか全箇所やるというのも物理的に難しいところがありますので、地域住民の方への周知の方法とか、現場見学のやり方については少し工夫を検討させていただければというふうに思います。

○委員

今の意見と同じように、私ももっと PR が必要かなと。このアンケートを見ますと知っている人が少ないということは PR が足りないのかなとは思いますが、里山を整備した時に、その場所を整備したということが分かるような看板とか何かは建てているのでしょうか。

と言うのは私もよく山へ登るんですけど、整備されている山を登山道から見ると、ああ、ここに獣に食べられないように手当てをしてあるなということはあるんですけど、それが何のためにされているのかとかという説明が何もありませんよね。ここがこういう基金を使って整備しましたというようなことが書いてあると、ああ、ここをやっているんだとか、多分民有地とか公有地で差があるとは思いますが、簡単には立てられないと思うんですけど、私アメリカに行ってワシントン州の森林を見て歩いた時に、都市ごとに整備をしてある、地域の入り口に必ずその看板が出ていて、こういう形で整備しましたと。伐採はしたのでこういうふうに植林しましたという説明があったんですね。そういうのを見て、ああ、ちゃんとやっているなというのが普通の人に分かるんじゃないですかね。だから広報誌やチラシなんかで出てはいるんですけども、それだけだと読まなかったり、気が付かない人が多くて、歩いた時に、ああ、ここは整備されているということが分かればかなり効果があるんじゃないかなと思います。

○森林環境総務課長

ただいまのご意見について、皆様にお配りをした「木もれ日」という情報誌がございます。その4ページをご覧くださいませでしょうか。真ん中の里山再生事業の整備後というところに看板の写真が見えるかと思いますけれども、多分イメージされているのはこういうことかなと思っております。

これにつきましては予算の許す限り、こうしたことで PR を行っていきたいと考えております。

○委員長

私から一つよろしいですか。

資料の4-1の所に事業効果の検証について具体的な施業地の14箇所についていろんな属性が書いてありまして、研究者としては非常に興味深いんですけども、主幹研究員さんにお伺いしたいのは裏のほうに土壌移動量調査というのがあって、少ない所は1gとか10gとか、多い所は200gとか300gとかとあるんですけどもね。この違いというのが傾斜とか樹種とか、その間伐効果だけで説明できるのかどうかという辺りをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○主幹研究員

はい、ありがとうございます。

間伐効果だけでこの結果を説明するというのはなかなか難しいところかなと思っております。私もこれ

はもっと綺麗な結果になるのではないかと思っていたのですけれども、意外と施業実施後もいろいろ土壌が流れてくるような場所もあったりしているというところなんです。ただご指摘のとおり土壌の流出量が多いところはやはり傾斜がきつい所で、土壌の移動量が多いという傾向は見られているかと思います。

あと、ただ施業を実施したあと、物理的に木が伐倒して倒れますので、それが土壌を攪乱して一時的に土壌の移動量が増えた場所が多かったわけですけれども、段々年数が経つことによってその移動量は抑えられてきているというような傾向も見られているように思います。

○委員長

ありがとうございます。

それでこの例えば荒廃森林再生事業で施業後を見ますと、結構高齢な森林も対象になっていることから、かなり間伐木を搬出されているというふうにお見受けするのですけれども、場所によっては、例えば間伐木を等高線に沿って横に残しておく、それが土留めになるとか、そういうことがあって、土壌移動量を抑えるだけならばむしろ場所によっては植生のない、例えばヒノキの人工林なんかで傾斜がきつい所では、あえて間伐木を残してくるというような話もあるんですけれども、その辺、この事業では搬出しているということなんですね。

○主幹研究員

条件が許せば搬出をした箇所もあります。ですが大部分は伐り捨て間伐になっています。例えば①の上宮地をご覧いただきたいと、資料4-1の3ですね。これ一番上の一番右の写真がよろしいかと思いますが、このように伐り捨てして、ここでは等高線に並べるようなことはしていませんけれども、このように幹なり落葉・落枝によって地表をある程度覆うような形になっています。その次の南アルプス平岡、次のページですね、こちらのほうも伐り捨てになっています。

○委員長

そうするとこの荒廃森林再生事業のほうは搬出しない所のほうが多いという理解でよろしいのでしょうか。

○森林整備課長

搬出していない箇所のほうが多いです。また、伐り倒した木を林内で集積をして整備をするというようなコストもこの事業では補助対象として事業を実施しているということでございます。

○委員長

なかなか我々研究者もこういう土壌の移動量というのは余り私も測ったことがありませんし、数字をほとんど見たことがないんですけれども、本当にこの1gから200g、300gという、こんなにも違うものかというのは非常に興味深かったものですから、いろいろ貴重な資料だと思います。

○委員

教えて下さい。

開空度の推移の部分ですが、5年か6年で下がっていますよね。それというのは、これが適切な間伐と言いますかね、そういう施業の部分で大体こういうふうになっていくもののでしょうか。

私、10年に1回ぐらいの間伐というふうに伺っていると、10年、真ん中辺で下がってくるというのがちょっと気になったんですね。

○主幹研究員

年数を経過すればやはり残っている木は枝葉を伸ばしていきますので、間伐したことによって空が見えてくる分というものは段々少なくなっていくということになります。

○委員

間伐して、5年か6年で開空度が下がっていくものかなと、それは正常な間伐履歴というか、そういうものとしているのでしょうか。

○主幹研究員

通常の間伐はご指摘のとおり大体10年に1回、実施した間伐の効果は大体10年効果があるような割合で間伐を実施しています。ですから大体10年経つともう1回間伐が必要になる時期になると思います。大体30%位の木を伐っているわけですけれども、やはり10年ぐらい経つとまた次の何らかのことを考えなければならない時期には来るではないかというように思っているところです。

○委員長

実は間伐してどのぐらい経つと開空度が下がってくる、次の間伐が必要になるかというのは、その林齢の影響というのは非常に強くあります。若いもの、例えば資料の4-1の⑤番は林齢17年とありますけれども、こういういわゆる若齢木の森林は10年ももしかしたら持たないかもしれないんです。50年ぐらいになりますと10年経ってもまだ余裕があるというような、その辺がですから林齢によっては次の間伐までに何年保つかということは様々になるんじゃないかと思います。せっかくその全額補助で所有者の負担なしでやっている森林整備ですので、少し一般の木材生産の間伐よりは強めにやるというようなことも考えたほうがいいのかもしいかなと私も思います。

○林務長

委員長がおっしゃるとおり、この場合はもう所有者の方が森林施業はなかなか難しいということに対して間伐をやっておりますので、これは強度に、通常よりも若干強度な間伐をして、最終的には針広混交林といいますか、手の掛からない山にもっていくということはやっております。

○委員長

何か他に、この資料の4以外でも何か委員の皆さんからご意見、ご質問ございませんでしょうか。

先ほど国の森林環境税のお話もちょうと私もしましたし、県の職員の方からもちょっとあったんですけども、国の森林環境譲与税はいわゆる市町村にいったん管理を委託するというプロセスが入って、その財源として使われるというふうに聞いているんですけども、その市町村に民有林が管理を預けるというあたりの動きはどうなっているのでしょうか。今年度から始まって、すぐには目立った動きはないのかもしれませんが、その辺が動き始めないと国の森林環境譲与税も使う先がなかなか確保できないんじゃないかというふうにちょっと思うんですけども、その辺でもし何かありましたら教えていただきたいと思いますか。

○森林環境総務課長

国の森林環境譲与税というのは、今年度から県、そして市町村のほうに配分されるということでございますけれども、主に森林整備を実際に行うのは市町村になりまして、県はそれを支援するということでございます。市町村は森林の所有者を確定するとか、そういったことから始めなければなりません。

また、森林の状況ではっきりしていない所もございますので、そういった所を県からデータという形で市町村に提供して、市町村がうまく森林の整備を行なっていけるよう支援するということでございます。

○委員長

全体を通じてでも結構ですし、この際ですから県の森林行政に関して何か質問、ご意見等ございましたら発言いただければと思います。

委員は上野原市からですけれども、市としては何か、例えば森林環境税とか、今これから市が森林整備の中核的役割を担うというふうな政策の方向付けになっていまして、県はそれを支援していくという方向ですけれども、何か具体的な動きとか、県へのご質問とかございませんでしょうか。

○委員

上野原市は富士・東部林務事務所とお話しをしながら、この6月の議会でこの森林環境譲与税に関する基金条例を制定しまして、そして国から来るお金については6月の補正予算で盛り込むというようになっていまして、県の指導の下で、先ほど話がありましたけれども、所有者等の意向調査等に入っていくために、委託契約をするというものを盛り込んでいくという内容になっていまして、多分この令和元年につきましては、そういった調査関係をまず推進しながら、また先ほども出ましたデータ等の整備をしていくと。それからその意向調査、また所有者等の境界確認等ができた中での同意が求められれば、今後先ほどもあった事業と、あと前々から県の森林環境税によって先行している事業につきましては継続的に行っていく予定でございます。

ただ上野原市としましては、この中の譲与税の中で林野・林業関係のアドバイザーの人件費を盛り込めるというお話がございまして、ただ、今その意向調査を行うについても職員のみでは対応がちょっと厳しいのかなという中で、県の方と協議をしながらそういった方の人員派遣みたいなものがあるのかどうか。あとそれに対する市の職員のOBなんかでもいいのかどうか。ただそこについては資格だったりとか、そういったものが必要なのか。ある程度林業分野に精通していないとそういったものは対象にならないのかというのは今後聞きながら、そういった方を迎え入れて、主としてはその事業を推進していきたいというふうには考えております。以上です。

○委員長

県のほうから何かコメントとかございませんでしょうか。

○森林整備課長

委員のほうからアドバイザーについて今後検討していきたいというお話がございました。

地域林政アドバイザーという制度がございまして、アドバイザーを雇用したりする場合の費用を地方交付税、あるいは森林環境譲与税の中で措置できるというふうなことになってございます。そのアドバ

イザーの資格、要件としましてはやはりある一定の森林林業関係の資格を持っている方というのがございますが、そういうものを持っていない方であっても一定の研修を受けるといったことを条件にして対象になるというふうに聞いております。具体的にはまた直接いろいろとご相談をさせていただければと思います。

○林務長

委員の質問の関連で、県にも森林環境譲与税は来るわけでありましてけれども、県は市町村を支援するというので今年も動いております。全ての市町村が会員となっております一般社団法人では、今年組織を改編して、市町村を支援する部門を作りましたので、そちらに県は職員を1名派遣して、市町村の森林環境譲与税を活用した事業、森林経営管理法に基づく意向調査ですとか、計画づくりとか、そういったものについてはお手伝いをさせていくというような体制を取っております。

○委員長

他の委員もせっかくですから何か感想でも、何か一言お願いします。

○委員

これまでの話を伺ってやっぱり譲与税の、とても大変な事業なので、その分野が分かれている、利用分野が分かれているので仕方ないのかなと思う部分がちょっと出てきました。と言うのは、やっぱりいろいろと森林というふうに大きく捉えるのが一般の県民の考えという感じですけども、やっぱり取り組みというのは分野ごとに分かれてやっていかなければならないことだし、期限もあることなので、その予算の中で事業をやっていくということですけど、一般の方たちというのは森林を一つと思って見ているというのがあるんですね。ついこの間まで私もそういう一人だったので、それが少しずつ理解できたり、現場の考えとの違いというものもすごく分かってきました。

これまでの資料などを見せていただいたり、お話を伺う中で、やっぱり10年ぐらい里山の森林に関わってきているんですけども、その中でも本当に民有林はお年寄りの方たちが作業できなくなったり、お亡くなりなったりということがすごく増えていて身近に感じているんですね。多分市町村のほうにお手伝いしてその調査をということでおっしゃっていましたが、本当に早急にしないと大変だなということをととても感じています。分かっていた方たちがどんどんできなくなってしまうって、もっと市町村がそれを整備するというのに、国の森林環境譲与税を使ってやりますからという形で所有者のほうに理解していただくようなことを急いでして欲しいなと思います。

実は一昨日の嵐の日に、里山の活動に取り組んでいるグループが東京のほうから大勢来てお田植えをしているんですね。その人たちは森林とか里山とか、そういったことをすごく重要に考えて、わざわざ休みの日に電車に乗ってここまで来るんですけど、やっと先週お田植えが終わって喜んでいたら、この前の嵐の時に近くの山林から倒木した木が防御柵を壊して、ものすごい大量に倒木が流れてしまって台無しになってしまったと。実は県有林の整備は整っているけど里山はととても放置されている所が多いなというのを身近に感じています。

ちょっと離れちゃってすみませんけど、感想と意見で、申し訳ありません。

○委員長

県のほうから何かコメントございませんか。

○森林整備課長

今のお話の中で所有者の方とかどんどん分からなくなっているところへの対応についてお話をしていただいたんですけども、この事業を実施するにあたってはまたこの事業以外でも、山を整備していく時に所有者の方、それから境界などをまずはっきりさせることが重要な課題となっています。

国の制度で数年前から林地台帳というものを市町村で整備していただくことになりまして、森林所有者のお名前や住所、その方の森林がどこにあるのか、それから隣の所有者との境界の測量がどの程度までできているのか、そういったことを内容にした台帳を各市町村のほうで整理をしていただいております。そういったものの整備を引き続き行っていくということとか、今回のこの森林経営管理制度の中で意向調査をする中で所有者の方を特定していくと。そういったことを通じて所有者、境界の明確化ということに取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

他に委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは議題もこなしましたし、ご意見もないようですので、これで議事を終了させていただきます。皆さん、活発なご発言どうもありがとうございました。

○林務長

どうも貴重なご意見を本当にありがとうございました。

県は県税事業につきましては、平成 24 年の制度創設時にお約束した荒廃森林 1 万 9 千ヘクタールの解消という大きな目標がありますので、これに向けて先ほど委員からもご指摘がありましたようにまだまだ加速していく必要があるため、この税を活用してしっかり荒廃森林の整備に取り組んで参りたいと思います。

また、今年度から始まります森林環境譲与税事業につきましては、これは県税事業とは全く違う仕組みで、所有者の方が経営管理を市町村に委託するという事です。この、経営管理というのは最長 50 年間、完全に所有者の方の手を離れて市町村が責任をもって管理していくという制度になりますので、こちらにつきましてもその中で荒廃森林の整備を市町村の判断で財源としてできますので、県とすると県税事業と、国の譲与税事業両方を使いながら、森林整備を加速させていきたいと考えております。

また PR につきましては本当にいろいろなご意見これまでもいただいております。看板を建てたりしておりますけれども、委員が海外に行ったときのように、実際にあったほうがいいというような場所があるとすれば、位置とかを工夫しながら予算の範囲内でできる限り PR して参りたいと考えております。また、その地域の方々をご案内するといったようなご意見につきましてもいろいろ工夫をして参りたいと考えております。

今年度から森林経営管理法が施行されて、森林整備ということに対する取り組みが大きく変わって参りますので、先ほど県も職員を民間団体に派遣したとの話もありましたけども、そういったところも含めて引き続き、健全なやまなしの森づくりというものを進めて参りたいと思いますので、どうぞ委員の皆様方は引き続きご意見をいただけるようによろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

○司会

それでは以上をもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。
長時間にわたりありがとうございました。